

## 監査報告

公益財団法人福岡県女性財団  
代表理事 甲木 正子 殿

公益財団法人福岡県女性財団

令和 6 年 5 月 3 日

監事

清水 四】



令和 6 年 5 月 2 日

監事

森 善邦



公益財団法人福岡県女性財団の令和 5 年度における会計決算並びに業務執行状況について、定款第 24 条の規定に基づき監査した結果を下記のとおり報告する。

### 1 監査の方法及びその内容

- (1) 会計監査について、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について検討した。
- (2) 業務監査について、理事会に出席し、理事及び使用人から業務の報告を受け、また、重要な関係書類等を閲覧し、必要に応じて説明を求めるなどして調査を行い、業務執行の妥当性について検討した。

### 2 監査の結果

- (1) 正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録は、公益法人会計基準に準拠し作成され、会計帳簿の記載金額と一致し法人の損益及び財産の状況を正しく示していると認める。
- (2) 業務執行については法令及び定款に従い適正に行われており、事業報告書の内容は、法人の状況を正しく示していると認める。
- (3) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はないと認める。